

（農林中央金庫法の一部改正）
第四十九条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第七十条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中商法の目次及び第五百六十七條の改正規定を削り、同法第五百二十六條第三項の改正規定の次に次のように加える。

第五百七十三條第二項を削り、同條第三項中「若しくは瑕疵又は荷送人の過失」を「又は瑕疵」に、「運送人は、運送賃の全額を請求することができる」を「荷送人は、運送賃の支払を拒むことのできない」に改め、同項を同條第二項とする。

第三條のうち、商法第五百七十六條の改正規定、同法第二編第八章第三節中第五百九十二條の次に一條を加える改正規定並びに同法第六百十三條第二項、第七百六十五條及び第七百九十八條第二項の改正規定を削る。

第四條第九項中「第五百七十六條（新商法第七百六十六條（新商法第七百八十七條において準用する場合を含む））において準用する場合を含む。」を「第五百七十三條第二項」に改め、同條第十項及び第十一項を削る。

第八十五條中保険業法第二十一條の見出し及び同條第二項並びに第九十八條第二項の改正規定を削る。

第三百三十三條のうち鉄道営業法第一章中第十八條ノ四を第十八條ノ五とし、第十八條ノ三を第十八條ノ四とする改正規定中「第十八條ノ四を第十八條ノ五とし」を削る。

（罰則に関する経過措置）
第五十一條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

著作権法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名	御璽
内閣総理大臣臨時代理	石井 啓一
国務大臣	野田 聖子
総務大臣	上川 陽子
法務大臣	林 聖子
財務大臣	林 聖子
文部科学大臣	齋藤 健
農林水産大臣	齋藤 健
経済産業大臣臨時代理	齋藤 健
国土交通大臣	石井 啓一
国務大臣	茂木 敏充
内閣総理大臣臨時代理	石井 啓一
国務大臣	麻生 太郎

平成三十年五月二十五日

法律第三十号

著作権法の一部を改正する法律

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 私的録音録画補償金（第四百四條の二―第四百四條の十）」を「第五章 著作権等の制限による利用に係る補償金（第四百四條の二―第四百四條の十）」に改める。

画補償金（第四百四條の二―第四百四條の十）
衆送信補償金（第四百四條の十一―第四百四條の十七）

第二條第一項第九号の五イ中「及び第四十七條の五第一項第一号」を削り、同項第二十一号中「利用する」を「実行する」に改める。

第二十條第二項第三号中「利用し」を「実行し」に改める。

第三十條の二第一項中「複製又は翻訳する」を「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻訳する」を「複製」に改め、同條第二項中「複製又は翻訳された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に、「いずれの方法によるかを問わず、」を加える。

第三十條の三中「において」の下に、「いずれの方法によるかを問わず、」を加える。

第三十條の四を次のように改める。

（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的とししない利用）

第三十條の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的とししない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことを行う。第四十七條の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

第三十一條第三項中「、図書館等」の下に「又はこれに類する外国の施設で政令で定めるもの」を加える。

第三十五條第一項中「使用」を「利用」に、「必要」を「その必要」に、「複製する」を「複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達する」に改め、同項ただし書中「その複製の部数及び」を「当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達」に改め、同條第二項中「公表された著作物については、前項」を「前項の規定は、公表された著作物について、第一項に、「には」を「において」に、「自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。」を行うことができる」を「を行うときには、適用しない」に改め、同項ただし書を削り、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

第三十七條第二項中「含む」の下に、「。次項において同じ」を加え、同條第三項中「視覚障害者その他」を「視覚障害者その他の障害により」に、「に障害のある」を「が困難な」に、「自動公衆送信（送信可能化を含む）」を「公衆送信」に改める。

第四十三條を削り、第四十二條の四を第四十三條とする。

第四十七條の見出し中「複製」を「複製等」に改め、同條中「展示する者」の下に「（以下この条において「原作品展示者」という。）を加え、これらの著作物の解説又は」を「これらの展示する著作物（以下この条及び第四十七條の六第二項第一号において「展示著作物」という。）の解説若しくは」に、「これらの著作物を掲載する」を「当該展示著作物を掲載し、又は次項の規定により当該展示著作物を上映し、若しくは当該展示著作物について自動公衆送信（送信可能化を含む。同項及び同号において同じ。）を行うために必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製する」に改め、同條に次のただし書を加える。

ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。